

ちばしエコライフカレンダー広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、千葉市広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）第4条に基づき、市が発行するちばしエコライフカレンダーに民間企業等の広告を掲載する際に必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 掲載要綱及び千葉市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、広告の掲載が可能な範囲は環境局長が別に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格等は、ちばしエコライフカレンダーの形状及び性質等を考慮し、環境局長がその都度定める。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、公募により行う。ただし、環境局長が必要と認める場合は他の方法により募集をすることができる。

2 公募は、千葉市ホームページ等に募集要項（様式第1号）を掲載することにより行うものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、決定する。

2 広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）は、前項に規定する広告掲載料を環境局長の指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者が広告掲載の申込みを行うときは、次の各号に定める内容を広告掲載申込書（様式第2号）により申請しなければならない。

(1) 広告掲載希望者の所在地、名称、代表者職氏名及び連絡先

(2) 広告の内容及び仕様

(広告掲載可否の審査及び決定)

第7条 広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容について審査し、掲載する広告を決定する。

2 前項の規定により広告掲載の決定を行った場合は、その結果を速やかに広告掲載希望者に電子メール等を用いて通知するものとする。

3 広告掲載希望者が多数の場合は、次の順位により決定するものとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
 - (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
 - (4) その他私企業又は自営業等
- 4 前項各号における順位によって決定できない場合は、ちばしエコライフカレンダー作成の趣旨により合致すると考えられる広告を環境保全課にて協議し、決定する。

(広告の作成及び提出)

第8条 広告掲載者は、掲載しようとする広告の原稿を環境局長が指定する期日、場所及び方法により提出するものとする。

- 2 広告は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の修正)

第9条 環境局長は、広告の内容、デザイン等が法令等、掲載要綱、掲載基準若しくはこの要領に違反又は違反のおそれがあると判断したときは、いつでも広告掲載者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容の変更)

第10条 広告掲載者は、広告の内容等を変更するときは、変更しようとする日の7日前までに変更に係る協議を終了しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 次の各号に該当する場合には、広告掲載者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 第9条の規定による広告内容の修正を広告掲載者が行わないとき。
- (4) 広告内容等が、各種法令等、掲載要綱、掲載基準若しくはこの要領に違反又は違反のおそれがあり、第9条の規定によっても解決できないとき。
- (5) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。
- (6) その他、環境局長が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載者は書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載者の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告掲載者に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載者の責務)

第14条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連する損害の請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判管轄)

第15条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。